

九州教区共済規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州教区共済制度（以下「教区共済」という。）に関する事項を定める。

(共済の目的)

第2条 教区共済は、同朋相互扶助の精神に則り、九州教区内の寺院・教会（以下「寺院」という。）の本堂等の施設に対する災害復興支援を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 教区共済は、火災、風水害及びその他の災害により被災した寺院に対して、共済見舞金及び共済一時金の給付並びに宗派経常費及び教区費（以下「御依頼金」という。）の減免及び補填することをいう。

(共済拠出金)

第4条 寺院は、毎年度、別表第1号に定める共済拠出金を納付するものとする。

(給付額の算出)

第5条 共済見舞金は別表第2号により、給付額を算出する。

(共済査定委員会)

第6条 給付及び減免を適正かつ公正にするため、共済査定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 教務所長

(2) 教区会議長及び教区会副議長

(3) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長

(4) 教区会参事会員

(5) 教区門徒会常任委員

3 委員長は、教務所長がこれにあたり、会務を統理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 給付又は減免を申請した寺院に所属する委員は、当該査定に加わることができない。

(常任委員会)

第 7 条 委員会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議するため、委員会に常任委員会を設置する。

2 常任委員会は、前条第 2 項第 1 号から第 3 号の委員で組織する。

3 常任委員会の審議結果は、委員会に報告しなければならない。

4 前条第 3 項から第 7 項までの規定は、常任委員会にもこれを準用する。

(宗務役員の会議への出席)

第 8 条 教務所長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議の出席)

第 9 条 委員長が必要と認めたときは、参考人の出席を求めて、意見及び説明を聞くことができる。

(給付の停止及び制限)

第 10 条 共済見舞金及び共済一時金は、当該寺院に共済拠出金の滞納があるときは、その納付が終わるまで給付を停止する。

2 当該寺院所属の寺族又はその関係者が故意に本堂又は庫裡（書院、客殿を含む）に被害を与えた場合など、委員会が給付の対象外と判断したときは共済見舞金及び共済一時金を給付しないことができる。

3 委員会は、広域災害又は災害多発により給付額が増大し、その給付に支障を生ずると認めたときは、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会の議決を得て、別表第 2 号によらないで給付額を定めることができる。

(給付の申請)

第 11 条 共済見舞金の給付を受ける事由が発生したときは、当該寺院が申請書に必要書類を添え、遅滞なく組長を経て教務所長に申請しなければならない。

(共済一時金)

第 12 条 委員長は、被災した寺院の被害状況を調査した結果、被害状況が別表第 2 号「被害の程度」の最低基準以上と判断した場合、申請によらず教区会議長及び教区門徒会長の許可を得て、最低基準の給付額を当該寺院に共済一時金として給付することができる。

2 前項による共済一時金を給付した寺院に対して、同じ被災による共済見舞金を給付する場合は、事前に給付した共済一時金の額を差し引くものとする。

(減免及び補填)

第 13 条 被災によって御依頼金の納付が困難である寺院は、その減免及び補填を願い出ることができる。

2 寺院に対する御依頼金の減免及び補填については、委員会で決定する。

(特別会計)

第 14 条 教区共済に関する会計は、教区共済特別会計（以下「特別会計」という。）を設定して経理する。

(収支計算書の承認)

第 15 条 この特別会計は、毎会計年度収支計算書を作成し、監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第 16 条 この規程を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、日豊・久留米・長崎・熊本・鹿児島教区新教区準備委員会の議決を経て、九州教区が発足した日（2020年7月1日）から施行する

別表第1号（共済拠出金）

1カ寺金額	10,000 円
-------	----------

別表第2号（共済見舞金）

災害の種類別	建物の種類別	被害の程度	給付額
火 災	本 堂	60%以上が焼失したと認められるもの	2,000,000 円
		40%以上 60%未満が焼失したと認められるもの	800,000 円
		20%以上 40%未満が焼失したと認められるもの	400,000 円
		10%以上 20%未満が焼失したと認められるもの	200,000 円
	庫 裏 (書院、客 殿を含 む)	60%以上が焼失したと認められるもの	1,000,000 円
		40%以上 60%未満が焼失したと認められるもの	400,000 円
		20%以上 40%未満が焼失したと認められるもの	200,000 円
		10%以上 20%未満が焼失したと認められるもの	100,000 円
床上浸水 ※畳等が敷 かれた床 (土間類 を除く) に及ぶ浸 水	本 堂	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	1,000,000 円
		床上 1m以上 2m未満が浸水したと認められるもの	600,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	200,000 円
	庫 裏 (書院、客 殿を含 む)	床上 2m以上が浸水したと認められるもの	500,000 円
		床上 1m以上 2m未満が浸水したと認められるもの	300,000 円
		床上 1m未満が浸水したと認められるもの	100,000 円
火災及び床 上浸水を除 く災害	本 堂	80%以上が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	2,000,000 円
		60%以上 80%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1,200,000 円
		40%以上 60%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	800,000 円
		20%以上 40%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	400,000 円
		10%以上 20%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	50,000 円
	庫 裏 (書院、客 殿を含 む)	80%以上が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1,000,000 円
		60%以上 80%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	600,000 円
		40%以上 60%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	400,000 円
		20%以上 40%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	200,000 円
		10%以上 20%未満が流失、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	20,000 円